



2021年5月14日

各位

会社名 タメニー株式会社
 代表者名 代表取締役社長 佐藤 茂
 (コード番号: 6181 東証マザーズ)
 問合せ先 IR 広報部長 伊東 大輔
 (TEL. 03-5759-2700)

**第三者割当による第10回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び
 新株予約権の買取契約(コミット・イシュー)の締結に関するお知らせ**

当社は、2021年5月14日(以下「発行決議日」といいます。)開催の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、EVO FUND(以下「割当予定先」といいます。)を割当予定先とする第10回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として本新株予約権の買取契約(以下「本買取契約」といいます。)をEVO FUNDとの間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします(以下、本新株予約権の発行及び本買取契約の締結を総称して「本件」といい、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。)

1. 募集の概要

<本新株予約権の概要>

(1) 割当日	2021年5月31日
(2) 発行新株予約権数	50,000個
(3) 発行価額	総額1,200,000円(新株予約権1個あたり24円)
(4) 当該発行による潜在株式数	5,000,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は71円(発行決議日前営業日の東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額)ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は5,000,000株であります。
(5) 資金調達の額	658,100,000円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、132円(発行決議日前営業日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の93%に相当する金額の1円未満端数を切り捨てた額)とします。 本新株予約権の行使価額は、2021年6月1日に初回の修正がされ、各取引日(取引所において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。)毎に修正されます。この場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含みます。)の翌取引日(以下「修正日」といいます。)に、修正日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(以下「基準行使価額」といいます。)

	但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。また、各修正日の直前取引日に本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) その他	当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 ①行使コミット条項」に記載する行使コミット条項、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること、本新株予約権の発行要項第 14 項に基づく本新株予約権の取得については原則として EVO FUND の同意を要すること等を規定する本買取契約を締結します。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、並びに当社が本新株予約権の一部を取得及び消却した場合には、資金調達の額は変動します。加えて、上記資金調達の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

※本新株予約権(コミット・イシュー)の特徴

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(5,000,000株)をあらかじめ定め、行使期間中の取引日の終値に基づき、本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として 80 取引日以内に、EVO FUND が必ず本新株予約権の全てを行使します(全部コミット)。またそれに加えて、本新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として 40 取引日以内に、2,000,000株相当分以上の本新株予約権を行使します(前半コミット)。前者の「全部コミット」と後者の「前半コミット」の組み合わせが、コミット・イシューの特徴です。

	第10回新株予約権
発行数	50,000 個
発行価額の総額	1,200,000 円
行使価額の総額	660,000,000 円
期間	原則 80 取引日 (コミット期間延長事由発生時を除く)
修正回数(原則)	通算で 80 回(予定) (各取引日毎に修正、計 80 回)
行使価額	前取引日の終値の 93%(1 円未満の端数切り捨て)
全部コミット	80 取引日以内における本新株予約権の 発行数全ての行使を原則コミット
前半コミット	40 取引日以内における本新株予約権の発行数の 20,000 個以上の行使を原則コミット
下限行使価額	71 円 (発行決議日前営業日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 50%に相当する金額の 1 円未満端数切り上げた額)
取得条項	第 10 回新株予約権が 30,000 個以上残存している場合、当社の 判断で 20,000 個を上限に取得可能

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、「よりよい人生をつくる。」という企業理念を掲げ、お客様が求める独自のサービスを創出し、提供することで成長を続けてまいりました。また、近年では既存事業と相乗効果が高く、市場拡大が見込める領域への投資も積極化し、事業領域は婚活、カジュアルウェディング、テック、ライフスタイル、法人と多岐に広がることとなりました。さらに、各領域では多様化する価値観にあわせて事業を深耕し、婚活領域は高付加価値の結婚相談所(専任コンシェルジュによる高品質な婚活サポート等が受けられる結婚相談所)にとどまらず、エントリー型の婚活パーティーやマッチングアプリ、企業や地方自治体向けソリューション提供等様々なサービスを展開するに至りました。加えて、カジュアルウェディング領域は、新たな挙式披露宴や結婚式二次会にとどまらず、少人数挙式、会費制パーティー、フォトウェディング等のサービスラインアップを拡充し、結果としてカジュアルウェディングの全顧客ニーズに対応できる体制となりました。この結果、当社婚活やカジュアルウェディングサービスを利用し、ご成婚、あるいは結婚式をされるお客様は年間約 8,000 組を数えることとなり、今後はお客様の結婚後の生活品質向上を担うライフスタイル領域の業容拡大も企図しておりました。

しかしながら、2021 年 3 月期においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020 年 4 月及び 2021 年 1 月に緊急事態宣言が発出され、全国的に解除となるまでの累計約 5 ヶ月間は事業活動の縮小を余儀なくされました。加えて、カジュアルウェディング領域の挙式披露宴や結婚式二次会プロデュース分野は施行延期やキャンセルの申し出が相次ぎ、同分野の施行件数は 857 件(前年同期比 83.1%減)となりました。一方で、下半期より当該分野の事業構造改革を積極化させ、当該分野の人材や設備等を今後需要拡大が見込める婚活領域やフォトウェディング分野へ再配分してきましたが、その効果の大部分が表れるのは第 4 四半期以降となっています。これらにより、2021 年 3 月期連結業績は売上高 4,429 百万円(前年同期比 45.9%減)、営業損失 2,176 百万円(前年同期は営業利益 78 百万円)、経常損失 2,089 百万円(同経常利益 41 百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失 2,316 百万円(同親会社株主に帰属する当期純利益 2 百万円)となりました。なお、2021 年 1 月の緊急事態宣言の影響により、第 4 四半期の挙式披露宴や結婚式二次会プロデュース分野の施行件数が計画比 64.0%減(377 件減)となり、これを主因に 2020 年 11 月 13 日付「2021 年 3 月期第 2 四半期決算短信」で公表した通期業績予想から売上高で 330 百万円、営業損失で 176 百万円、経常損失で 89 百万円、親会社株主に帰属する当期純損失で 316 百万円減少することとなりました。

財務面では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による継続的な資金流出や財務体質の悪化を見据え、新規借入や資本増強による手元流動性の確保に努めてきました。これらにより、2021年3月期連結会計年度末の現金及び預金は562百万円を維持するに至っていますが、有利子負債は前連結会計年度末から646百万円増加し4,342百万円となりました。なお、有利子負債のうち1,285百万円は株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする計7行による2020年3月27日付シンジケートローン契約(以下「本シンジケートローン契約」といいます。)によって調達したものであり、本シンジケートローン契約には財務制限条項(各事業年度の決算期末日の貸借対照表上の純資産の額が債務超過状態でないこと等。但し、2021年3月期は当該適用を留保する旨、借入先金融機関と合意しています。)が定められています。この他、本シンジケートローン契約における貸付人以外の一部借入先金融機関からは2022年3月期連結会計年度末の現金及び預金を一定程度(2021年3月期連結会計年度末の現預金562百万円の1/2以上)維持することを引き続き要求されている状況となっています。一方で、2020年11月13日付「第三者割当による第8回及び第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権の買取契約(コミット・イシュー)の締結に関するお知らせ」及び2020年11月18日付「第三者割当による第8回及び第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行条件等の決定に関するお知らせ」並びに2021年3月5日付「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」で公表したとおり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による売上高の減少により不足する運転資金の確保、及び既存事業の利益率改善に向けたシステム投資や今後需要拡大が見込める事業領域や分野への設備投資、人材投資、システム投資等の成長投資の実行、並びに安定的な事業活動継続のための財務体質の改善を目的に831百万円の資金調達を2021年3月31日までに実行しました。これらを主因に、2021年3月期連結会計年度末の純資産は、資本金及び資本剰余金が前連結会計年度末から842百万円増加したものの、上述の事由により利益剰余金が前連結会計年度末から2,316百万円減少し、結果として△399百万円となり、債務超過状態及び継続企業の前提に関する重要事象等の記載を行う状況となっています。

2022年3月期においては、2020年11月13日付「3カ年中期経営計画」の公表時点では売上高8,800百万円、営業利益500百万円を見込んでいました。しかし、2021年1月の緊急事態宣言により2021年3月期第4四半期に婚活領域の結婚相談所で入会者数が計画比35.3%減(841名減)となり、結果、2021年4月月初の在籍会員数が当初計画を下回ることとなりました。また、2021年4月の緊急事態宣言により2022年3月期第1四半期にカジュアルウェディング領域の挙式披露宴や結婚式二次会プロデュース分野で施行延期やキャンセルの申し出が発生している状況です。これらを勘案し、また新型コロナウイルスワクチンが全対象者に供給される時期が9月中になることを踏まえると、2020年11月13日付「3カ年中期経営計画」の策定時に前提とした事業環境を見直す必要があると判断しました。具体的には、当初上半期には新型コロナウイルスが一定程度収束し経済が緩やかに回復している環境を前提としていましたが、これを下半期とし、当上半期は新型コロナウイルスの影響が継続している環境であるという前提としました。なお、2020年11月13日付「第三者割当による第8回及び第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権の買取契約(コミット・イシュー)の締結に関するお知らせ」及び2020年11月18日付「第三者割当による第8回及び第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行条件等の決定に関するお知らせ」並びに2021年3月5日付「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」で公表した資金調達により事業構造改革や既存事業の利益率改善施策が一層進捗し、一定の収益を実現できる状況が整いつつあり、2021年5月14日付「2021年3月期決算短信」で公表した2022年3月期連結業績予想は前年同期比3,570百万円増の売上高8,000百万円、同2,526百万円増の営業利益350百万円となり、2020年11月13日付「3カ年中期経営計画」で公表した業績計画も売上高8,000百万円、営業利益350百万円へ修正することとなりました(修正後の3カ年中期経営計画は2021年5月14日付「2021年3月期決算短信」で概略を開示し、2021年5月18日付「2021年3月期決算説明資料」にて詳細数値を開示する予定です)。しかし、2022年3月期連結業績予想と修正前の3カ年中期経営計画との業績差異は、売上高で△800百万円、営業利益で△150百万円となり、損益の黒字転換も2022年3月期下半期以降の見込みとなりました。

こうしたなか、当社としては新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を起因に2021年3月期第4四半期から2022年3月期上半期に売上高が当初想定から減少することから、これにより不足する

運転資金(主に人件費)を早期に確保することが喫緊に必要であると考えています。また、足元の新型コロナウイルスの感染拡大により先行きが極めて不透明な状況下、安定的に事業活動を継続するためには借入金の約定返済によって流出する現金及び預金の額をさらに減少させ、財務体質の健全化を早期に図ることが重要であると考えています。このため、2021年4月上旬より機動的かつ確実な資金調達方法について複数検討してきました。しかしながら、上述のとおり、2021年3月期連結会計年度末に債務超過状態で有利子負債が4,342百万円となっていることから、借入・社債による資金調達においては収益の安定性、担保力、現在の収益力が重視される傾向があり調達は困難な状況にあります。また、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (4)他の資金調達方法 ①新株式発行による増資(a)公募増資・(b)株主割当増資・(c)新株式の第三者割当増資・(d)包括的新株発行プログラム(“STEP”)、②行使価額が固定された転換社債型新株予約権付社債(CB)、③行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(MSCB)、④行使価額が固定された新株予約権、⑤新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)」も検討しましたが、同項目に記載のとおり今回の資金調達方法として適当ではないとの判断となりました。

そのうえで、2020年11月13日付「第三者割当による第8回及び第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権の買取契約(コミット・イシュー)の締結に関するお知らせ」及び2020年11月18日付「第三者割当による第8回及び第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行条件等の決定に関するお知らせ」で公表し実施した、当社がEVO FUNDを割当先として新株予約権を割り当て、その行使が行われることによって当社の資本が増加する本スキームについてEVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン。以下「EJS」といいます。)から再度提案を受け、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (3)本スキームの特徴」に記載のメリット・デメリットを勘案の上、EVO FUNDと協議した結果、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、さらに当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度の実行性にて調達できる最良の選択肢であるとの結論に至ったため、本新株予約権発行及び本買取契約をEVO FUNDとの間で締結することを決議しました。

なお、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場基準においては、新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過の状態となった場合又は債務超過の状態が解消できない場合は上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長することとしていますが、当該猶予期間が2年間に延長されるためには、東京証券取引所から新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると認められる必要があるところ、現時点で当社の猶予期間が2年間に延長されるかは未定であり、1年間で債務超過状態を解消できない場合は当社株式は上場廃止になる可能性があります。このため、当社としては、上述のとおり、2022年3月期においては事業構造改革や既存事業の利益率改善施策により新型コロナウイルスの感染拡大や収束にかかわらず一定の収益を実現できる状況を整え、通期業績予想で売上高8,000百万円、営業利益350百万円、経常利益260百万円、親会社株主に帰属する当期純利益240百万円を見込んでおりますが、本資金調達により1年内の債務超過状態の解消の実現可能性が一層高まるものと考えています。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1)資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、EVO FUNDを割当先として本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、本新株予約権について、割当予定先であるEVO FUNDとの間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に本買取契約を締結する予定ですが、同契約に記載される内容を含め、今回の資金調達の特徴は以下のとおりです。

① 行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日(当日を含みます。)から、原則として80取引日後の日(当日を含みます。)(以下「全部コミット期限」といいます。)までの期間(以下「全部コミット期間」といいます。)に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することを約します。また、

権の行使の実行性を高めることを前提として、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していましたが、EJSから本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができると共に、本新株予約権が30,000個以上残存している場合、20,000個を上限に当社の裁量において本新株予約権を取得することができます。また、全体として、当社の当面の資金需要を満たす資金を相当程度高い実行性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えております。そのうえで、下記「(3)本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(4)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、総合的な判断により本スキームを採用することが最善であると判断しました。

本スキームは、各取引日毎に行使価額が修正(7%のディスカウント)されるMSワラントであり、下限行使価額については発行決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する水準に設定されておりますが、かかる条件は、本新株予約権の行使の実行性を高めるための設計であり、当社の現状において考えられる最も調達の実行性が高いスキームであると判断しております。また、割当予定先は株券貸借を活用して行使・売却を繰り返して調達を進めていくことが想定されますが、かかる手法は新株予約権による資金調達の際には一般的に行われるものであり、調達をスムーズに行うためには必要なことであると判断しております。本スキームの設計上、株価に下落圧力がかかる可能性がございますが、調達した資金を下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当する事で、短期的には株主価値の毀損を防止し、中長期的には既存株主様の利益に資するものであるものと考えております。

(3) 本スキームの特徴

本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

- ① 資金が必要となる期間(2021年6月～2022年3月)における確実性の高い資金調達
本新株予約権(対象となる普通株式数5,000,000株)は、原則として2021年9月27日までに全部行使(全部コミット)されます。
- ② 時期に応じた資金調達
全部コミットに加え、本新株予約権のうち20,000個(対象となる普通株式数2,000,000株)以上の新株予約権について原則として2021年7月28日までに行使することがコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーな資金調達を両立することができます。
- ③ 株価への影響の軽減
本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。
- ④ 最大交付株式数の限定
本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計5,000,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

- ⑤ 株価上昇時の調達額増額
本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。
- ⑥ 株価上昇時の行使促進効果
本新株予約権の行使により発行を予定している5,000,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

[デメリット]

- ① 当初に満額の資金調達ができないこと
新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- ② 株価下落・低迷時に転換・行使が進まない可能性
本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価水準によっては本新株予約権の行使がなされない可能性があります。
- ③ 資金調達額の減少
本新株予約権は、株価の下落局面ではその行使価額も下方に修正されるため、下方修正後に行使が行われた場合、資本調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ④ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性(本スキーム設計上の下落リスク)
割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権の行使により取得した株式を市場で売却する可能性があります。また、割当予定先は本新株予約権の行使により取得した株式又は下記「7. 割当予定先の選定理由等 (5) 株券貸借に関する契約」に記載される貸株契約書に基づいて借り受けた当社株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことを予定しています。そのため、かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。
また、本スキームは、各取引日毎に行使価額が修正(7%のディスカウント)されるMSワラントであり、割当予定先は株券貸借を活用して行使・売却を繰り返して調達を進めていくことが想定されています。そのため、本スキームの設計上、株価に下落圧力がかかる可能性があります。

(4)他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a)公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、同時に将来の1株あたり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。

(b)株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である既存株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。また、応募率を上げるために払込金額を低く設

定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できません。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株あたり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、2021年3月5日付「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」で公表しましたとおり、2020年11月中旬頃より資本業務提携先として5社と協議したものの、当社財政状態への懸念、及び相互送客による相乗効果等、資本業務提携によるシナジーの現実性の評価が困難であること等を理由に出資の合意に至らず、現時点では適当な割当先が存在しません。

(d) 包括的新株発行プログラム(“STEP”)

新株の発行を段階的に行うことにより資金を調達できるという意味では、本資金調達と類似しておりますが、STEPにおいては、価額決定日において当社に未公表の重要事実がある場合には決議ができないこと等の柔軟性に欠ける点があります。一方で、本資金調達は割当予定先の裁量により新株予約権が行使されるため、かかる論点がなく、積極的に、業務提携等の重要事実の検討・推進をすることができます。

② 行使価額が固定された転換社債型新株予約権付社債(CB)

通常CBの転換は割当先の裁量により決定されるため、資本増強の実行性・タイミングが不透明な一方、本スキームにおいては、行使コミット条項により割当予定先の本新株予約権の行使が約束されているため、実行性が高く、早いタイミングでの資本増強が期待されます。そのため、今回の資金調達方法として本スキームと比較した場合に、適当でないと判断いたしました。

③ 行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(MSCB)

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本スキームの方が株主への影響が少ないと考えております。

④ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の現実性は本スキームと比較して低いと考えられます。そのため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、上記①(b)の株主割当増資と同様に、既存株主の応募率及び資金調達の実行性が非常に不透明である他、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できません。以上から、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑥ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、前連結会計年度まで営業損失及び経常損失の状態であった当社の状況に鑑みると、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

①	払込金額の総額	661,200,000 円
	本新株予約権の払込金額の総額	1,200,000 円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	660,000,000 円
②	発行諸費用の概算額	3,100,000 円
③	差引手取概算額	658,100,000 円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合算した金額であります。

2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、並びに当社が本新株予約権の一部を取得及び消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の額を合算した金額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用・評価算定費用等の合計金額であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計658百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しております。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を起因とする売上高減少により不足する運転資金充当	400	2021年6月～2021年9月
② 財務体質の健全化に向けた借入金返済	258	2021年6月～2022年3月
合計	658	

上記差引手取概算額658百万円につきましては、前記「2. 募集の目的及び理由」に記載の内容を目的として、下記のとおり充当する予定であります。

① 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を起因とする売上高減少により不足する運転資金充当

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2021年1月に緊急事態宣言が再度発出されました。これにより、2021年3月期第4四半期は、カジュアルウェディング領域の挙式披露宴や結婚式二次会プロデュース分野で施行延期やキャンセルが追加発生し、同分野の第4四半期の施行件数は計画比64.0%減(377件減)となりました。これを主因に2021年3月期連結業績は、2020年11月13日付「2021年3月期第2四半期決算短信」で公表した通期業績予想から売上高で330百万円、営業損失で176百万円、経常損失で89百万円、親会社株主に帰属する当期純損失で316百万円減少することとなりました。また、2022年3月期は、2020年11月13日付「3カ年中期経営計画」の公表時点では売上高8,800百万円、営業利益500百万円を見込んでいました。しかし、2021年1月の緊急事態宣言により2021年3月期第4四半期に婚活領域の結婚相談所で入会者数が計画比35.3%減(841名減)となり、結果、2021年4月月初の在籍会員数が当初計画

を下回ることとなりました。また、2021年4月の緊急事態宣言により2022年3月期第1四半期にカジュアルウェディング領域の挙式披露宴や結婚式二次会プロデュース分野で施行延期やキャンセルの申し出が発生している状況です。これらを勘案し、また新型コロナウイルスワクチンが全対象者に供給される時期が9月中になることを踏まえると、2020年11月13日付「3カ年中期経営計画」の策定時に前提とした事業環境を見直す必要があると判断しました。具体的には、当初上半期には新型コロナウイルスが一定程度収束し経済が緩やかに回復している環境を前提としていましたが、これを下半期とし、当上半期は新型コロナウイルスの影響が継続している環境であるという前提としました。なお、2020年11月13日付「第三者割当による第8回及び第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権の買取契約(コミット・イシュー)の締結に関するお知らせ」及び2020年11月18日付「第三者割当による第8回及び第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行条件等の決定に関するお知らせ」並びに2021年3月5日付「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」で公表した資金調達により事業構造改革や既存事業の利益率改善施策が一層進捗し、一定の収益を実現できる状況が整いつつあり、2021年5月14日付「2021年3月期決算短信」で公表した2022年3月期連結業績予想は売上高8,000百万円、営業利益350百万円となりました。しかし、2022年3月期連結業績予想と修正前の3カ年中期経営計画との業績差異は、売上高で△800百万円、営業利益で△150百万円となり、損益の黒字転換は2022年3月期下半期以降の見込みとなりました。このため、2021年6月から9月の運転資金のうち固定費にあたる主に人件費の不足分を解消するため、第10回新株予約権により調達する資金のうち400百万円を充当することが必要であると考えています。

なお、2022年3月期通期業績予想は下表のとおりです。

2022年3月期 通期業績予想	上半期	下半期	通期
売上高	3,000百万円	5,000百万円	8,000百万円
営業利益	△60百万円	410百万円	350百万円
経常利益	△110百万円	370百万円	260百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△80百万円	320百万円	240百万円

② 財務体質の健全化に向けた借入金返済

当社では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による継続的な資金流出や財務体質の悪化を見据え、新規借入や資本増強による手元流動性の確保に努めてきました。これらにより、2021年3月期連結会計年度末の現金及び預金は562百万円と一定の運転資金を確保できている状態ではありますが、有利子負債は前連結会計年度末から646百万円増加し4,342百万円となっています。

こうしたなか、足元の新型コロナウイルスの感染拡大により対面市場の先行きが極めて不透明な状況下、安定的に事業活動を継続するためには借入金の約定返済によって流出する現金及び預金の額をさらに減少させ、財務体質の健全化を早期に図ることが重要であると考えています。このため、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により金融機関(主として株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行)から新規借入を行った借入金2,029百万円(主として人件費等の運転資金に費消)及び、事業領域拡大等の成長投資として金融機関(主として株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする計7行によるシンジケートローン契約)から借入を行った借入金2,312百万円(主としてカジュアルウェディング領域で挙式披露宴や結婚式二次会プロデュースを手掛ける株式会社メイション(2020年10月にタメニー株式会社に吸収合併)のM&A資金に費消)のうち、2021年6月から2022年3月までに約定返済を予定している821百万円の一部として第10回新株予約権により調達する資金258百万円を充当することが必要であると考えています。なお、2021年6月から2022年3月までに約定返済を予定している821百万円は、258百万円を前述の第10回新株予約権により調達する資金で充当し、148百万円を第9回新株予約権により調達した資金で充当し、114百万円を2021年3月5日付「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」により調達した資金で充当し、301百万円を2022年3月期第3四半期以降の営業活動による収入で充当する予定です。

- (注) 1. 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本買取契約において本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として、40取引日以内に2,000,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミット(前半コミット)、及び80取引日以内に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、本新株予約権の発行日の翌日以降、前半コミット期間中にコミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が10回を超えて発生した場合には前半コミットが消滅し、全部コミット期間中に、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が20回を超えて発生した場合には全部コミットが消滅するものとされていること、また当社が本新株予約権の一部を取得及び消却する場合、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。
2. 資金使途を充当する優先順位としては、具体的な使途の表中に記載の順(①新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を起因とする売上高減少により不足する運転資金充当、②財務体質の健全化に向けた借入金返済)のとおりです。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することで、財務基盤をより強固にし中長期的に当社の企業価値向上を図るものであり、本新株予約権による資金調達の資金使途については当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(茄子評価株式会社、代表者：那須川 進一、住所：東京都港区麻布十番一丁目2番7号)に依頼しました。当該算定機関と当社及び割当予定先の間には、重要な利害関係はありません。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。

また、当該算定機関は、当社の株価(142円)、ボラティリティ(3.07%)、予定配当額(0円)、無リスク利子率(-0.13%)、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提(割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の本新株予約権の権利行使を行うこと、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び本新株予約権の発行コストが発生することを含みます。)を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て当該評価額と同額で、発行決議日時点における本新株予約権1個の払込金額を24円としました。また、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法(「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 (2) 本新株予約権の行使価額の修正」を参照)に準じて、発行決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額としました。また、行使期間については、全部コミット期間である80取引日に、延長の上限である20取引日を加えて十分な期間となるよう、100取引日といたしました。

本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である71円(本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。)としました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。また、当初行使価額及び行使価額の修正におけるディスカウント率7%は、割当予定先の投資家としての立場を踏まえ、協議の結果、最終的に当社が決定したものでありますが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において第三者割当による株式の発行に際して払込金額が取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されている点とも整合的であり、かつ当該条件は本新株予約権の発行価額に織り込まれていることから、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名全員(うち、社外監査役3名)も、当社取締役会に対して、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である茄子評価株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価と同額であることを判断の基礎としております。

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の資金用途に充当することで、財務基盤をより強固にし中長期的に当社の企業価値向上を図るものであり、本新株予約権による資金調達の資金用途については当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数5,000,000株(議決権数50,000個)は、2021年5月13日現在の当社発行済株式総数16,787,000株及び議決権数167,840個(2021年3月31日現在の議決権数を基準に2021年4月1日以降の第9回新株予約権の行使等により交付された株式に係る議決権数を加算)を分母とする希薄化率としては29.78%(議決権ベースの希薄化率は29.79%、小数第3位を四捨五入)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に相当の希薄化が生じることになります。

なお、本日の発行決議に先立つ6ヶ月以内に発行された第8回及び第9回新株予約権に係る潜在株式数5,000,000株(議決権数50,000個)並びに第三者割当による新株式発行に係る当社普通株式997,800株(議決権9,978個)を合算した総株式数は5,997,800株(議決権数59,978個)となり、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数5,000,000株(議決権数50,000個)を加算した総株式数は10,997,800株(議決権数109,978個)となります。また、当該第8回及び第9回新株予約権の発行決議日である2020年11月13日に遡った当社発行済株式総数10,789,200株(議決権数107,862個)(2021年5月13日現在の当社発行済株式総数から第8回及び第9回新株予約権に係る潜在株式数5,000,000株(議決権数50,000個)並びに第三者割当による新株式発行に係る当社普通株式997,800株(議決権9,978個)を減算)に対して、101.93%の希薄化(議決権ベースで101.96%の希薄化)(小数第3位を四捨五入)が生じることとなります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載した各資金用途に充当する予定であり、これは財務基盤をより強固にし中長期的に当社の企業価値向上を図るものであり、当社の既存株主の皆様の利益に資するものと考えています。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日あた

り平均出来高は 1,078,908 株であり、本新株予約権を行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数 5,000,000 株を、割当予定先の全部コミット期間である 80 取引日で行使売却とした場合の 1 取引日あたりの株数は 62,500 株(直近平均 6 ヶ月平均出来高の 5.79%)であるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

なお、本スキームにより、希薄化率が 25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない独立役員かつ社外監査役である加藤秀俊氏、藤戸久寿氏、池田勉氏の 3 名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)を設置し、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議いただき、今般の資金調達の必要性及び相当性が認められるとの意見を受領の上、発行を決議しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(a) 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
(b) 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(c) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組 成 目 的	投資目的	
(e) 組 成 日	2006 年 12 月	
(f) 出 資 の 総 額	払込資本金：1 米ドル	
(g) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc. の議決権は間接的に 100%マイケル・ラーチが保有) (2021 年 3 月 31 日時点) 純資産：約 37.6 百万米ドル(2021 年 3 月 31 日時点) 払込資本金：1 米ドル	
(h) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国内代理人の概要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	9 億 9,405 万 8,875 円
(j) 上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社と当該ファンドとの間の関係	当社第 8 回及び第 9 回新株予約権 50,000 個の割当先となります。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 上記表は、別途記載のある場合を除き、2021 年 3 月 31 日現在におけるものです。

※当社は、EJS により紹介された割当予定先である EVO FUND 並びに直接及び間接の持分を合算してその 100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、EVO FUND の役員であるリチャー

ド・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、EVO FUNDが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、EVO FUNDからは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門三丁目7番12号、代表取締役 古野啓介)にEVO FUND並びに直接持分を100%を出資しているEvolution Japan Group Holding Inc.、直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2021年4月21日、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社はEVO FUND、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当面の資金需要を満たす資金調達方法について継続的に検討してきました。そのような中、2020年11月13日付「第三者割当による第8回及び第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権の買取契約(コミット・イシュー)の締結に関するお知らせ」及び2020年11月18日付「第三者割当による第8回及び第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行条件等の決定に関するお知らせ」で公表した資金調達においてアレンジャー業務を担当したEJSに当社の経営統括本部長である久保理が2021年4月上旬に資金調達方法を相談した結果、EJSの専務執行役員である今村吉宏氏から本新株予約権による資金調達に関する提案を受けました。当社内において協議・比較検討した結果、本スキームが、本新株予約権により、当社の必要とする資金を高い実行性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (3)本スキームの特徴」に記載した本スキームのメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、本スキームによる資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至ったため、本新株予約権の割当予定先としてEVO FUNDを選定いたしました。本スキーム及び割当予定先の選定にあたっては、当社取締役会の全会一致をもって決議しております。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて、割り当てられた新株予約権を行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件が複数あります。割当予定先の関連会社であるEJSが、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJSは英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注)本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEJSの斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

- ア. 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。
- イ. 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- ウ. 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨、本新株予約権の発行要項第14項に基づく本新株予約権の取得事由については原則としてEVO FUNDの同意を要する旨が定められる予定です。譲渡が行われることとなった場合には、当社の取締役会による承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2021年4月28日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に本新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式又は下記「(5)株券貸借に関する契約」に記載される貸株契約書に基づいて借り受けた当社株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあっても十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社大株主であり、かつ当社代表取締役社長である佐藤茂は、その保有する当社普通株式の一部について、2021年5月14日現在、EVO FUNDへの貸株を行っております(貸借期間：2020年11月20日～2021年12月30日、貸借株数：300,000株、貸借料：年率1.00%、担保：無し)。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分しないものとする旨、上記貸主と別途貸株契約書の変更覚書にて定めております。

8. 大株主及び持株比率

株主名	持株比率(%)
佐藤 茂	20.42
楽天証券株式会社	5.07
岡三オンライン証券株式会社	3.75
株式会社SBI証券	2.73
小林 正樹	2.70
貝瀬 雄一	2.38
高梨 雄一朗	1.96
タメニー株式会社従業員持株会	1.50
a uカブコム証券株式会社	1.27
日本証券金融株式会社	1.18

(注) 1. 2021年3月31日時点の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、募集後の「大株主及び持株比率」の記載はしていません。
3. 「持株比率」は、小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本件が、2022年3月期の連結業績に与える影響は軽微であります。なお、本件は2020年11月13日付「3カ年中期経営計画」で公表した財務方針に基づくものであり、調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、財務基盤をより強固にし中長期的な当社の企業価値向上につながるものと考えております。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本スキームにより、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、本スキームによる資金調達について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本スキームによる資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本スキームに係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、本件の当社法務アドバイザーである柴田・鈴木・中田法律事務所から本スキームの内容を含め法的助言をいただくとともに、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本スキームの必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

このため、「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する本第三者委員会を設置し、本スキームの必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2021年5月13日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(本第三者委員会の意見の概要)

I. 結論

当委員会は、慎重に検討した結果、全員一致で、本第三者割当に必要性・相当性が認められるとの結論に至った。以下、理由及び検討内容を述べる。

II. 意見の理由及び検討内容

1. 本第三者割当の必要性

(1) 貴社の資金繰り状況と資金使途

本プレスリリース及び当委員会の質問に対する貴社の担当者からの回答等に基づき、貴社が本件資金調達を実施する理由・背景をまとめると以下の通りである。

① 2021年3月期の状況

- (a) 貴社は、2021年3月期において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う2020年4月及び2021年1月の緊急事態宣言により、緊急事態宣言が全国的に解除されるまでの累計約5ヶ月間、事業活動の縮小を余儀なくされた。また、カジュアルウエディング領域の挙式披露宴や結婚式二次会プロデュース分野は施行延期やキャンセルが相次ぎ、同分野の施行件数は857件(前年同期比83.1%減)となった。
- (b) この結果、貴社の2021年3月期連結業績は、売上高4,429百万円(前年同期比45.9%減)、営業損失2,176百万円、経常損失2,089百万円となった。貴社は、新規借入や資本増強による手元流動性の確保に継続的に努めており、2021年3月期連結会計年度末の現預金残高は562百万円であるが、有利子負債は前連結会計年度末から646百万円増加し4,342百万円となった。
- (c) 有利子負債のうち1,285百万円は株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする計7行による2020年3月27日付シンジケートローン契約(以下「本シローン契約」という。)によって調達したものであり、本シローン契約には各事業年度の決算期末日の貸借対照表上の純資産の額が債務超過状態でないこと等が規定されている。その他、本シローン契約における貸付人以外の一部借入先金融機関からは2022年3月期連結会計年度末の現金及び預金を2021年3月期連結会計年度末の現預金562百万円の1/2以上に維持することが要求されている。
- (d) 貴社は、割当予定先を割当先とする第8回新株予約権及び第9回新株予約権(以下、総称して「第8・9回新株予約権」という。)の発行により2021年3月31日までに667百万円を、貴社役員を割当先とする株式の第三者割当増資(以下「役員宛増資」という。)により2021年3月29日に163百万円の資金調達を実行した。これを主因に、2021年3月期連結会計年度末において、資本金及び資本剰余金が前連結会計年度末から842百万円増加したものの、新型コロナウイルスの流行に伴う売上高の減少により利益剰余金が前連結会計年度末から2,316百万円減少し、結果として純資産額は△399百万円となり、債務超過状態及び継続企業の前提に関する重要事象等の記載を行う状況となっている。
- (e) 株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場基準において、新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過の状態となった場合又は債務超過の状態が解消できない場合は、上場廃止までの猶予期間が1年間から2年間に延長されるものの、当該延長のためには、東京証券取引所から債務超過が新型コロナウイルス感染症の影響に起因すると認められる必要があるところ、現時点で猶予期間が2年間に延長されるかは未定であり、1年間で債務超過状態を解消できない場合は貴社株式は上場廃止になる可能性がある。

② 2022年3月期の業績予想

- (a) 2022年3月期の業績は、2020年11月13日付「3カ年中期経営計画」(以下「3カ年中期経営計画」という。)の公表時点では売上高8,800百万円、営業利益500百万円を見込んでいた。しかし、2021年1月の緊急事態宣言により2021年3月期第4四半期に婚活領域の結婚相談所入会者数が計画比35.3%減(841名減)となり、結果、2021年4月月初の在籍会員数が当初計

画を下回った。また、同年4月の緊急事態宣言により2022年3月期第1四半期にカジュアルウェディング領域の挙式披露宴や結婚式二次会プロデュース分野で施行延期やキャンセルの申出が発生している。

- (b) 上記(a)に加え、新型コロナウイルスワクチンが全対象者に供給される時期が9月中になることを踏まえ、貴社は3カ年中期経営計画の策定時に前提とした事業環境を見直す必要があると判断した。具体的には、新型コロナウイルスが一定程度収束し経済が緩やかに回復する時期を、2022年3月期上半期から下半期に見直した。
- (c) 以上を踏まえ、2021年5月14日付「2021年3月期決算短信」で公表予定の2022年3月期連結業績予想は、前期比3,570百万円増の売上高8,000百万円、前期比2,526百万円増の営業利益350百万円と、3カ年中期経営計画における予想値から売上高で800百万円、営業利益で150百万円ずつ下方修正する見込みである。
- (d) 上記(a)(b)記載のとおり、貴社は、2021年4月月初の在籍会員数が当初計画を下回ったこと、新型コロナウイルスの流行が一定程度収束するのは2022年3月期の下半期と見込まれること等を踏まえ、損益の黒字転換は2022年3月期下半期以降と見込んでいる。
- (e) 以上の通り、貴社においては、新型コロナウイルスの影響が2022年3月期上半期まで継続すること、損益の黒字転換は2022年3月期下半期以降となる事態に備え、債務超過による上場廃止を避けるために、運転資金(主に人件費)を早期に確保することが必要である。また、安定的に事業活動を継続するためには借入金金の約定返済によって流出する現金及び預金の額をさらに減少させ、財務体質の健全化を早期に図ることが重要であり、資金を調達する必要がある。

(2) 具体的な資金使途

本プレスリリース及び当委員会の質問に対する貴社の担当者からの回答等に基づき、本件資金調達により貴社が調達する金額合計661,200千円(差引手取概算額の合計658,100千円)の具体的な資金使途をまとめると以下の通りである。なお、かかる資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して支払われる財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額であり、「2.相当性(3)発行条件等の相当性 ②本新株予約権の行使の条件の合理性」に従い行使価額が修正される前の当初の行使価額で全ての本新株予約権が行使されたことを仮定した場合の金額である。行使価額が修正又は調整された場合は、資金調達の額は増加又は減少する可能性がある。

本新株予約権により調達する資金の具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を起因とする売上高減少により不足する運転資金充当	400	2021年6月～2021年9月
・ 財務体質の健全化に向けた借入金返済	258	2021年6月～2022年3月
合 計	658	

① 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を起因とする売上高減少により不足する運転資金充当

(a) 2021年3月期第4四半期への影響

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う2021年1月の緊急事態宣言発出により、2021年3月期第4四半期はカジュアルウェディング領域の挙式披露宴や結婚式二次会プロデュース分野で施行延期やキャンセルが追加発生し、同分野の第4四半期の施行件数は計画比64.0%減(377件減)となった。これを主因に2021年3月期連結業績は、2021年3月期第2四半期決算短信で公表した通期業績予想から売上高で330百万円、営業損失で176百万円、経常損失で89百万円、

親会社株主に帰属する当期純損失で316百万円減少することとなった。

(b) 2022年3月期通期業績予想への影響

上記の他、婚活領域の結婚相談所分野では入会時期の再検討や見送り等が発生し、同分野の第4四半期の新規入会者数は計画比35.3%減(842名減)となり、結果として2021年4月の月初在籍会員数が減少したこと、2021年4月の緊急事態宣言により2022年3月期第1四半期にカジュアルウェディング領域の挙式披露宴や結婚式二次会プロデュース分野で施行延期やキャンセルの申し出が発生していることから、2022年3月期通期業績予想は、3カ年中期経営計画で公表した業績計画から売上高で800百万円、営業利益で150百万円下回ることとなり、損益の黒字転換は2022年3月期下半期以降の見込みとなった。このため、2021年6月から9月の運転資金のうち固定費にあたる主に人件費の不足分を解消するため、本新株予約権により調達する資金のうち400百万円を充当することが必要である。

② 財務体質の健全化に向けた借入金返済

上記のとおり、貴社は、新規借入や資本増強による手元流動性の確保に継続的に努めており、2021年3月期連結会計年度末の現金及び預金は562百万円であるが、有利子負債は前連結会計年度末から646百万円増加し4,342百万円となっている。

貴社は、新型コロナウイルスの感染拡大により市場の先行きが不透明な状況下、安定的に事業活動を継続するためには借入金の約定返済によって流出する現金及び預金の額をさらに減少させ、財務体質の健全化を早期に図ることが重要と考えている。このため、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により金融機関(主として株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行)から新規借入を行った借入金2,029百万円(主として人件費等の運転資金に費消)及び、事業領域拡大等の成長投資として金融機関から借入を行った借入金2,312百万円(主として本シローン契約に基づく)のうち、2021年6月から2022年3月までに約定返済を予定している821百万円について、148百万円を第9回新株予約権により調達した資金で充当し、114百万円を役職員宛増資により調達した資金で充当し、301百万円を2022年3月期第3四半期以降の営業活動による収入で充当し、残りの258百万円を本新株予約権により調達する資金で充当する予定である。

これらの資金使途は、貴社既存株主の利益に資する合理性が認められる。

(3) 検討

上記(1)記載の貴社の資金繰り状況と資金使途及び上記(2)記載の具体的な資金使途の説明からすれば、運転資金の確保、及び債務超過の解消の資金需要への対応を目的とする資金調達を行う客観的かつ合理的な必要性が認められる。

特に、現時点で債務超過による上場廃止の猶予期間が2年間に延長されるかは未定であり、1年間で債務超過状態を解消できない場合に貴社株式が上場廃止になる可能性が否定できない点を踏まえると、2022年3月期連結会計年度末における債務超過の解消を目指すことが極めて重要である。また、本シローン契約における財務制限条項への抵触による期限の利益喪失を避けるためにも、2022年3月期連結会計年度末における債務超過の解消は重要といえる。また、貴社が、本シローン契約における貸付人以外の一部借入先金融機関から2022年3月期連結会計年度末の現預金残高を2021年3月期連結会計年度末の現預金残高の1/2以上に維持することを要求されていることから、貴社にとって現預金の確保も必要である。上記のとおり、貴社において負債を減少させ現預金を確保する必要性があるにもかかわらず、(i)新型コロナウイルス用ワクチンの供給完了は2021年9月となる見込みであり、ワクチンの供給後も新型コロナウイルスの流行が収束するか否か明らかではない点、(ii)貴社の2022年3月期通期業績予想において黒字転換は2022年3月期下半期以降の見込みとなっている点等を踏まえると、貴社が債務超過を解消するためには、これまでに行ってきた事業構造改革や既存事業の利益率改善施策によって今後見

込まれる売上高の回復のみでは不十分であり、外部からの資金調達によって運転資金の確保及び既存借入金への弁済充当を行う必要性が高いものといえる。以上から、貴社において、本第三者割当を行う高度の必要性が認められる。

2. 本第三者割当の相当性

(1) 資金調達方法の選択理由

本件の資金調達手法の選択理由・意義をまとめると以下の通りである。

本件の資金調達手法は、第8・9回新株予約権と同様に、貴社が本新株予約権の対象となる貴社普通株式の予定株数（新株予約権につき5,000,000株）をあらかじめ定め、新株予約権の行使が割当予定先によりコミットされている「コミット・イシュー」と呼ばれる設計（以下「本スキーム」という。）を採用しており、全部コミット及び前半コミットの組み合わせが、本スキームの特徴である。

すなわち、割当予定先は、本新株予約権買取契約において、本新株予約権について、本新株予約権の払込期日の翌取引日から、原則として80取引日後の日までの期間（以下「全部コミット期間」という。）に、原則として割当予定先が保有する全ての本新株予約権を行使することを約している（以下「コミット条項」という。）。本新株予約権買取契約において、一定事由の下、当該コミット条項の消滅、全部コミット期間の延長が規定されている。かかるコミット条項が存在することで、貴社は本件による資金調達の確実性を高めることができる¹。

本新株予約権の特徴は大要以下の通りである。

	本新株予約権
発行数	50,000個
発行価額の総額	1,200,000円
行使価額の総額	660,000,000円
行使想定期間	原則80取引日 (コミット期間延長事由発生時を除く)
修正回数(原則)	通算で80回(予定) (各取引日毎に修正、計80回)
行使価額	前取引日における終値の93%(1円未満の端数切り捨て)
全部コミット	80取引日以内における本新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット
前半コミット	40取引日以内における本新株予約数20,000個以上の行使を原則コミット
下限行使価額	71円 (発行決議日前営業日の取引所における貴社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の1円未満端数切り上げた額)
取得条項	本新株予約権が30,000個以上残存している場合、貴社の判断で20,000個を上限に取得可能

本スキームは、第8・9回新株予約権と同様に、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、さらに貴社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度の実行性をもつ

¹ なお、本新株予約権買取契約上、株価が下限行使価額の110%以下となった場合等の一定の事情が、一定期間内に一定の回数を超えて発生した場合には、全部コミット・前半コミットに係る新株予約権行使の義務が消滅する旨が規定されている。

て調達できる設計となっている。また、本新株予約権買取契約において、本新株予約権が30,000個以上残存している間いつでも、貴社はその裁量により20,000個を上限として本新株予約権の一部を貴社に売却するよう割当予定先に対して請求できる旨が規定されているため、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の貴社の状況の変化によって異なる資金調達方法を選択することが適切となった場合等に、本新株予約権による資金調達を中止することが可能であるため、必要に応じて既存株主の持株比率の希薄化の影響を抑えることが可能である。

本スキームは、第8・第9回新株予約権と同様に各取引日毎に行使価額が修正されるMSワラントである。行使価額は各取引日の直前取引日における終値の93%に設定されており、第9回新株予約権と同じディスカウント率である。下限行使価額については発行決議日の直前取引日における貴社普通株式の普通取引の終値の50%とされており、これは、下限行使価額が発行決議日から2乃至3取引日後の日の直前取引日における貴社普通株式の普通取引の終値の50%に設定された第8・9回新株予約権に比べ、発行決議の公表に伴う株価の下落の有無にかかわらず下限行使価額を設定可能という点で、貴社にとって有利である。また、割当予定先は第8・9回新株予約権の行使と同様に、引続き、株券貸借を活用して行使・売却を繰り返して調達を進めていくことが想定されるが、かかる手法は新株予約権による資金調達の際には一般的に行われるものであり、調達をスムーズに行うためには必要と判断しているとのことである。本スキームの設計上、株価に下落圧力がかかる可能性があるが、前述の現在の貴社の状況を鑑みると、資金調達は必要不可欠なものであるため、調達を実施しないことによる資金不足となるリスクを最も避けるべきであり、前述した各資金使途に充当する事で、中長期的には既存株主の利益に資するものと考えているとのことである。

以上より、本新株予約権と実質的に同様のスキームの第8・9回新株予約権により資金調達ニーズと既存株主の利益保護の双方に配慮した順調な資金調達が可能となった点、本スキームの下限行使価額の決定方法が第8・9回新株予約権に比して貴社に有利である点を踏まえ、貴社が、本スキームによる資金調達が他の資金調達手段と比較して現時点において最適な選択と判断したことは合理的と考える。

(2) 他の資金調達手段との比較

本プレスリリース及び当委員会の質問に対する貴社の担当者からの回答等に基づき、本件の資金調達手法と他の資金調達手段との比較をまとめると以下の通りである。

① 新株発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度の資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、貴社が必要額を調達することは困難と考えられる。また、将来の1株当たり利益の希薄化が一度に生じるため、株価に対する直接的な影響が大きく、既存株主保護の観点から最適とはいえない。また、公募増資は検討や準備等に時間及び費用を要し、さらに、公募増資の実施の可否は株価や市場の動向に左右されるため、適切な実施時期を逃した場合、決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係を踏まえ数ヶ月程度後ろ倒しになるおそれがあることから、迅速な対応を要する本件において適当ではない。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、資金調達額の予測が困難であり、適当ではない。

(c) 新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、一度の資金調達が可能となるものの、即時に将来の1株当たり利益の希薄化を引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、適当ではない。

(d) 包括的新株発行プログラム (STEP)

新株の発行を段階的に行うことによる資金調達が可能だが、価額決定日において貴社に未公表の重要事実がある場合には発行決議ができず、割当予定先の裁量により新株予約権の行使が可能な本新株予約権と比べ柔軟性に欠ける。

② 行使価額が固定された転換社債型新株予約券付社債 (CB)

CB の転換は割当先の裁量により決定されるため、資本増強の実行性・タイミングが不透明であり、喫緊の資金需要を有する貴社の資金調達方法として適切ではない。

③ 行使価額が修正される転換社債型新株予約券付社債 (MSCB)

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる MSCB)は、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、本スキームに比べ、株価に対する直接的な影響が大きく、最適ではない。

④ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が固定された新株予約権は、株価上昇時に貴社がそのメリットを享受できず、一方で株価下落時には割当予定先による行使が進まず資金調達が困難となることから、資金調達方法として適切ではない。

⑤ 新株予約権無償割当による増資 (ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには、貴社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシュー、及び、貴社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューが考えられるが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点の問題があること、また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては株価動向等を踏まえた割当株主の判断により新株予約権が全て行使されるとは限らないため、調達額が不安定となるという問題があることから、今回の資金調達方法として適当でない。

⑥ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、前連結会計年度まで営業損失及び経常損失の状態であった貴社の状況に鑑みると、今回の資金調達方法として適当ではない。

以上より、貴社は、本スキームによる資金調達は、他の調達手段との比較において、(i)株式を発行するものの、可及的に一時的な希薄化を抑え、株価に対する直接的な影響を抑えることが可能であること、(ii)必要額を調達できる可能性が高いこと、(iii)債務超過を解消し、連結純資産の拡充による財務体質改善を可能とすること、(iv)国内において一定の実績を有する調達手段であり、また、第8・9回新株予約権により貴社の円滑な資金調達に貢献した実績を踏まえ、本件の資金調達手法が現時点において最適な選択であると判断した。

以上の貴社の説明について、特に不合理な点は認められないと考えられる。

(3) 発行条件等の相当性

① 本新株予約権の発行価額の算定根拠及び発行条件の合理性

貴社は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を、公正性を期すため貴社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である茄子評価に依頼し、2021年5月13日付で、本件評価報告書を取得している。茄子評価は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施した。また、茄子評価は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、貴社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率等について一定の前提を置いた上で、貴社の資金調達需要、貴社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件（割当予定先が権利行使期間に渡り一定数量の本新株予約権の権利行使を行うこと、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び本新株予約権の発行コストが発生することを含む。）を設定した。本件評価報告書において、2021年5月13日の貴社の株価終値を基準として算定された本新株予約権の価値は、本新株予約権1個当たり24円と記載されている。貴社及び割当予定先は、茄子評価が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、本新株予約権の1個の払込金額を24円とした。

本新株予約権の払込金額の決定にあたっては、茄子評価が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、茄子評価の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額の金額とされており、貴社としては、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な評価額であると判断した。

以上の貴社の説明及び本件評価報告書の内容について、特に不合理な点は認められないと考えられる。

② 本新株予約権の行使の条件の合理性

本新株予約権の行使価額については、当初、発行決議日の直前取引日の取引所における貴社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とする。）（以下「条件決定基準株価」という。）の93%に相当する金額とし、その後、行使価額の修正が以下のとおり行われる。すなわち、行使価額は、2021年6月1日に初回の修正がされ、各取引日に、当該取引日の直前取引日の取引所における貴社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に各取引日毎に修正される。下限行使価額は、条件決定基準株価の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額とする。下限行使価額の水準については、可能な限り本新株予約権の行使の実効性を高めることを前提として、割当予定先と貴社間で議論の上決定されるものである。

以上の貴社の説明について、特に不合理な点は認められないと考えられる。

③ 希薄化についての評価

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数5,000,000株（議決権数50,000個）が、2021年5月13日現在の貴社発行済株式総数16,787,000株及び議決権数167,840個に占める割合は29.78%（議決権ベースの希薄化率は29.79%）に相当し、本新株予約権の発行により、貴社普通株式に一定程度の希薄化が生じることが見込まれる。また、本新株予約権の発行決議に先立つ6ヶ月以内に発行された第8・9回新株予約権に係る潜在株式数5,000,000株（議決権数50,000個）及び役員増資に係る貴社普通株式997,800株（議決権数9,978個）を合算した総株式数は10,997,800

株(議決権数 109,978 個)であり、当該第 8・9 回新株予約権及び貴社普通株式の発行決議の際に前提とした 2020 年 11 月 13 日に遡った貴社発行済株式総数 10,789,200 株(議決権数 107,862 個)に対して、101.93%の希薄化(議決権ベースで 101.96%の希薄化)(小数第 3 位を四捨五入)が生じることとなる。

他方、貴社は、本件資金調達により調達した資金を上記「第 4 第 1 項(2)」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは貴社が運転資金を確保すると共に、既存借入金の約定弁済に充当することにより財務状況を改善させるものであり、貴社の既存株主の利益に貢献するものと考えられる。また、貴社普通株式の過去 6 ヶ月における 1 日当たり平均出来高は 1,078,908 株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有している。一方、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる貴社普通株式数 5,000,000 株を、本新株予約権に係る割当予定先の全部コミット期間の合計である 80 取引日で行使売却とした場合の 1 取引日当たりの株数は 62,500 株(直近平均 6 ヶ月平均出来高の約 5.79%)となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えられる。したがって、貴社としては、本新株予約権による資金調達に係る貴社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断している。

以上の貴社の説明について、特に不合理な点は認められないと考えられる。そして、本第三者割当の実施による希薄化が大規模となることは否めないが、上記「第 4 第 1 項(3)」で検討した通り、貴社において高度の資金調達の必要性が存在し、本件資金調達は、貴社が債務超過により上場廃止となることを防ぐために必要不可欠であり、中長期的に判断すれば、貴社の既存株主の利益に貢献するものと考えられる。また、貴社は既に第 8・9 回新株予約権によって調達した資金によって、業構造改革や既存事業の利益率改善を進めており、その効果によって黒字転換を達成するのは 2022 年 3 月期下半期以降が見込まれている点を踏まえると、本件資金調達は、貴社が財務状況を改善するために現在取り得る唯一の実効的な施策であり、その実行に許容性があるものといえる。以上の事情を考慮すると、結論として本第三者割当の発行条件の相当性が認められると考える。

(4) 割当予定先の相当性

貴社は、貴社の当面の資金需要を満たす機動的かつ確実な資金調達方法について継続的に検討し、2020 年 11 月中旬頃より資本業務提携先として 5 社と協議したものの、貴社財政状態への懸念、及び相互送客による相乗効果等、資本業務提携によるシナジーの確実性の評価が困難であること等を理由に出資の合意に至らなかったため、貴社経営統括本部長が 2021 年 4 月上旬に、第 8・9 回新株予約権による資金調達においてアレンジャー業務を担当した EVOLUTION JAPAN 証券株式会社に資金調達方法を相談した結果、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社の専務執行役員から本新株予約権による資金調達に関する提案を受けた。

貴社は、(i)割当予定先が第 8・9 回新株予約権を順調に行使した実績を有すること、(ii)第 8・9 回新株予約権が順調に行使され貴社が資金調達を実現したこと、金融機関から有効な資金調達方法として認識されたこと、(iii)一定期間における一定数の新株予約権の行使を約束するスキームを採用している点、及び行使価額のディスカウント率が低い点で、割当予定先が採用する本スキームは、他の割当先候補者が採用するスキームに比べ貴社に有利であること等を踏まえ、本新株予約権の割当予定先として再度選定した。

上記貴社の割当予定先選定に関する説明に特に不自然な点は見当たらない。

(5) 検討

以上の資金調達方法の選択理由、他の資金調達手段との比較、発行条件等の相当性及び割当予定先の相当性を総合的に考慮した結果、本第三者割当の相当性が認められる。

Ⅲ. 結論

以上から、本第三者割当には必要性及び相当性が認められると考える。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

決算期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
売上高(千円)	4,151,787	8,187,214	4,429,199
営業利益(千円)	216,364	78,226	△2,176,242
経常利益(千円)	208,289	41,537	△2,089,610
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	90,102	2,640	△2,316,088
1株あたり当期純利益(円)	8.99	0.25	△202.70
1株あたり配当金(円)	—	—	—
1株あたり純資産額(円)	96.39	97.81	△24.65

(注) 2021年3月期の数値について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2021年5月13日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	16,787,000株	100%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	219,600株	1.31%
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
始値	392円	360円	156円
高値	480円	478円	296円
安値	316円	129円	133円
終値	361円	158円	172円

② 最近6ヶ月間の状況

	2020年 12月	2021年 1月	2月	3月	4月	5月
始 値	154 円	158 円	143 円	194 円	172 円	160 円
高 値	221 円	158 円	198 円	200 円	173 円	160 円
安 値	145 円	138 円	141 円	153 円	149 円	140 円
終 値	159 円	143 円	195 円	172 円	158 円	142 円

(注) 2021年5月の状況につきましては、2021年5月13日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2021年5月13日
始 値	142 円
高 値	145 円
安 値	140 円
終 値	142 円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第8回新株予約権の発行

割 当 日	2020年12月7日	
発行新株予約権数	25,000個	
発 行 価 額	総額975,000円 (第8回新株予約権1個あたり39円)	
発行時における 調達予定資金の額	409,425,000円(差引手取概算額)	
割 当 先	EVO FUND	
募集時による 発行済株式数	10,730,400株	
当該募集による 潜在株式数	2,500,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は当初77円としますが、 下限行使価額においても、潜在株式数は2,500,000株であります。	
現時点における 行 使 状 況	行使済株式数：2,500,000株(残新株予約権数：0個)	
現時点における 調達した資金の額	359,915,000円(差引手取概算額)	
発行時における 当初の資金使途	・新型コロナウイルスの感染拡大の影響による 売上高減少により不足する運転資金充当	200百万円
	・カジュアルウェディング領域の業務効率化及び 婚活領域の業容拡大に向けたシステム投資資金	48百万円
	・フォトウェディング分野の提供エリア拡大に向 けた設備投資・人材投資資金	87百万円
	・財務体質の健全化に向けた借入金返済	74百万円
発行時における 支出予定時期	・新型コロナウイルスの感染拡大の影響による 売上高減少により不足する運転資金充当	2021年2月～2021年3月
	・カジュアルウェディング領域の業務効率化及び 婚活領域の業容拡大に向けたシステム投資資金	2020年12月～2021年4月
	・フォトウェディング分野の提供エリア拡大に向 けた設備投資・人材投資資金	2020年12月～2021年4月
	・財務体質の健全化に向けた借入金返済	2020年12月～2021年4月
現時点における 充 当 状 況	・新型コロナウイルスの感染拡大の影響による 売上高減少により不足する運転資金充当	180百万円
	・カジュアルウェディング領域の業務効率化及び 婚活領域の業容拡大に向けたシステム投資資金	48百万円
	・フォトウェディング分野の提供エリア拡大に向 けた設備投資・人材投資資金	87百万円
	・財務体質の健全化に向けた借入金返済	44百万円

・第三者割当による第9回新株予約権の発行

割 当 日	2020年12月7日	
発行新株予約権数	25,000個	
発 行 価 額	総額850,000円 (第9回新株予約権1個あたり34円)	
発行時における 調達予定資金の額	414,300,000円(差引手取概算額)	
割 当 先	EVO FUND	
募集時による 発行済株式数	10,730,400株	
当該募集による 潜在株式数	2,500,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は当初77円としますが、 下限行使価額においても、潜在株式数は2,500,000株であります。	
現時点における 行 使 状 況	行使済株式数：2,500,000株(残新株予約権数：0個)	
現時点における 調達した資金の額	369,290,000円(差引手取概算額)	
発行時における 当初の資金使途	・カジュアルウェディング領域の業務効率化及び 婚活領域の業容拡大に向けたシステム投資資金	31百万円
	・フォトウェディング分野の提供エリア拡大に向 けた設備投資・人材投資資金	190百万円
	・財務体質の健全化に向けた借入金返済	193百万円
発行時における 支出予定時期	・カジュアルウェディング領域の業務効率化及び 婚活領域の業容拡大に向けたシステム投資資金	2021年5月～2021年11月
	・フォトウェディング分野の提供エリア拡大に向 けた設備投資・人材投資資金	2021年5月～2022年3月
	・財務体質の健全化に向けた借入金返済	2021年5月～2022年3月
現時点における 充 当 状 況 (注)	・カジュアルウェディング領域の業務効率化及び 婚活領域の業容拡大に向けたシステム投資資金	－百万円
	・フォトウェディング分野の提供エリア拡大に向 けた設備投資・人材投資資金	－百万円
	・財務体質の健全化に向けた借入金返済	－百万円

(注)2021年5月13日時点において資金調達の額(差引手取概算額)は369,290,000円となっており、支出
予定時期が到来次第、本資金を充当していきます。

・第三者割当による新株式の発行

払込期日	2021年3月29日	
資金調達額	163,532,600円(差引手取概算額)	
発行価額	1株につき167円	
募集時における発行済株式数	15,364,400株	
当該募集による発行株式数	997,800株	
割当先	佐藤 茂 209,500株 松戸 治 11,900株 貝瀬 雄一 359,200株 栗沢 研丞 131,700株 福井 秀幸 59,800株 渡瀬 ひろみ 17,900株 池田 勉 119,700株 宮川 葉子 5,900株 安藤 彩 2,900株 久保 理 59,800株 笹渕 宏明 5,900株 村田 真里 11,900株 新地 将史 1,700株	
発行時における当初の資金用途	第8回及び第9回新株予約権の発行決議日時点で想定した資金調達額から不足が見込まれる資金の確保、及び財務体質の健全化に向けた借入金返済	163百万円
発行時における支出予定時期	2021年3月～2022年3月	
現時点における充当状況	第8回及び第9回新株予約権の発行決議日時点で想定した資金調達額から不足が見込まれる資金の確保、及び財務体質の健全化に向けた借入金返済	50百万円

(注) 支出予定時期が到来していないものは、支出予定時期が到来次第、本資金を充当していきます。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

1 2. 本新株予約権の行使期間

2021年6月1日（当日を含む。）から2021年10月25日（当日を含む。）までとする。

1 3. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

1 4. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の取得が必要であると当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の10取引日以上前に本新株予約権者に通知することにより、本新株予約権1個あたり払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

1 5. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 兜町支店
21. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第9項記載のとおりとする。
22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
23. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
24. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。